

平成19年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成19年2月23日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大曲仙北広域交流センター第1研修室に招集した。

- 1.平成19年2月23日(金)午後3時00分 開会
- 1.平成19年2月23日(金)午後6時08分 閉会

1.出席した議員は次のとおりである。

1番 橋本五郎	2番 大野忠夫	3番 佐藤峯夫	4番 伊藤福章
5番 杉沢千恵子	6番 金谷道男	7番 藤原万正	8番 泉 繁夫
9番 大坂義徳	11番 門脇健郎	12番 武藤 威	13番 渡邊秀俊
14番 佐藤文字	15番 田口喜義	16番 熊谷良夫	

計 15名

1.欠席した議員は次のとおりである。

10番 本間輝男

計 1名

1.地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 石黒直次	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	収入役 久米正雄	監査委員 坂本昇一
消防長 里見喜代治	消防次長 佐藤富男	大曲消防署長 伊藤正勝
角館消防署長 高橋庄孝	消防総務課長 伊藤和美	
後三年更生園長 進藤恭助	角間川更生園長 佐藤仁志	
角館広域交流センター所長 柳原昭市	介護保険事務所長 佐々木勝	
管理課長 小松英昭	管理課主幹 伊藤忠彦	管理課副主幹 菅尾 修
管理課主査 久米 正	介護保険事務所主幹 樫尾正義	

1.会議の書記は、次のとおりである。

管理課 伊藤 忠彦

1.本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1)議案第 1号 大曲仙北広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (2)議案第 2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3)議案第 3号 議会の議員及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4)議案第 4号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5)議案第 5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6)議案第 6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7)議案第 7号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8)議案第 8号 大曲仙北広域市町村圏組合公告式条例及び大曲仙北広域市町村圏組合へい

獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

- (9) 議案第 9 号 大曲仙北広域市町村圏組合広域交流センター条例を廃止する条例の制定について
- (10) 議案第 10 号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- (11) 議案第 11 号 第四次大曲仙北広域市町村圏計画基本構想の一部変更及び同基本計画（後期分）の策定について
- (12) 議案第 12 号 平成 18 年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 3 号）
- (13) 議案第 13 号 平成 18 年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算（第 2 号）
- (14) 議案第 14 号 平成 18 年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算（第 3 号）
- (15) 議案第 15 号 平成 18 年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計補正予算（第 1 号）
- (16) 議案第 16 号 平成 18 年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- (17) 議案第 17 号 平成 18 年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について
- (18) 議案第 18 号 平成 19 年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- (19) 議案第 19 号 平成 19 年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計予算
- (20) 議案第 20 号 平成 19 年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算
- (21) 議案第 21 号 平成 19 年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計予算
- (22) 議案第 22 号 平成 19 年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (23) 議案第 23 号 平成 19 年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

議 長 (橋本五郎君)

これより平成 19 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者から招集のあいさつがあります。管理者。

管 理 者 (栗林次美君)

招集挨拶に入る前に、本組合議会の構成に変更がありましたのでご報告申し上げます。

去る 1 月 31 日をもちまして、大曲市議会選出の石塚柏議員が同市議会議員を辞職したことに伴い、去る 2 月 6 日招集の大曲市市議会臨時会において、大坂義徳議員が当組合議会議員に選出され、同日付けで就任されております。大坂議員におかれましては、圏域の発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、広域行政に対しましてよろしくご指導とご協力をお願い申し上げます。

それでは、招集のご挨拶と諸般のご報告をさせていただきます。

本日、平成 19 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集いただき誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いする案件は、あらかじめ送付させていただいている議案書並びに議案説明書のとおり、条例案 9 件、単行案 4 件、補正予算 5 件及び平成 19 年度当初予算 5 件の合計 23 件であります。

各案件につきましてよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りして、諸般の報告及び当組合における本年度の主要事業の進捗状況並びに平成 19 年度の主要事業の概要についてご報告をさせていただきたいと存じます。

初めに、平成 19 年度当初予算の概要について申し上げます。

当組合の平成 19 年度当初予算につきましては、一般会計と 4 特別会計を合わせた

平成19年度当初予算の総額は、145億5,289万3千円であり、前年度当初比較で5億5,402万4千円、率にして3.96%の増となっております。

これは、一般会計では、統合分署建設のための用地購入費及び造成工事費、田沢湖分署に配備しているはしご車の分解整備費、並びにポンプ車、救急自動車の更新や災害対策車の新規購入など、例年に比べ消防に関する新規事業が多くなったこと、特別会計では、介護保険特別会計において、要支援・要介護認定者の増加やサービス利用者の増加が見込まれることにより、約4億7,000万円の増となったことなどによるものであります。

これにより、当初の段階では構成市町の負担金が大幅に増となる見込みでありましたが、各市町とも厳しい財政事情のさ中にあることを参酌し、経常経費の節減や削減を図った上で、財政調整基金の取り崩し額を大幅に増やすことによる財源調整を行っております。

その結果、組合構成市町の負担金は、総額39億2,376万円となり、前年度当初と比較して160万8千円、率にして0.04%の増に抑えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、議案審議において、鎌田副管理者が当初予算についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、消防関係について申し上げます。

平成18年度の主な事業につきましては、消防が保有する個人情報の漏洩防止と事務の効率化を図ることを目的とした消防本部情報ネットワークシステムの構築につきましては、昨年12月27日に事業が完了し、本部全所属でネットワークが稼働しております。

車両関係につきましては、大曲消防署配備のはしご車の分解整備については、昨年12月13日に、田沢湖分署配備の救急自動車の更新につきましては、本年2月8日にそれぞれ事業が完了しております。

平成19年度の主な事業についてであります。冒頭申し上げましたとおり、車両関係につきましては山岳救助や捜索活動に対処するため、新たに救助装備品を備えた四輪駆動の災害対策車を購入し、救助事案の多い田沢湖分署に配備する予定としております。また、老朽化した東分署のポンプ車と西木分署の救急自動車を更新するとともに、田沢湖分署配備のはしご車が登録後12年以上を経過したため、分解整備を行い業務の安全管理を図る予定としております。

さらに、平成20年度事業として、神岡分署、南外分署及び大曲消防署北出張所を統合し、新たに仮称であります。西分署として庁舎を建設する予定であり、平成19年度においては、建設用地の購入及び造成等を行うための予算を計上しております。

なお、この件につきましては、この後議員全員協議会を開催していただき、建設場所等の計画についてご説明申し上げ、ご協議をいただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、後三年更生園の移転改築関係について申し上げます。

初めに、予算の補正をいただき指名競争入札により発注した建設予定地の造成工事につきましては、昨年10月30日に完了しております。

また、平成18年第2回広域議会定例会終了後の議員全員協議会におきましては、平成19年度に新規法人を設立し、その法人が現在の施設を1年運営し実績を積んだ上で、移転改築を当該法人による国庫負担補助採択事業として平成21年度に実施する計画であること、また、平成19年度に基本設計業務を委託するため、年度内に指名型簡易プロポーザルを実施することなどをご報告申し上げておりましたが、去る1月18日、圏域内4設計業者と県内9設計業者を指名し、JV方式によるプロポーザルの要請をいたしております。その結果、県内1業者が辞退したものの、6組の2者

J Vが参加を表明しており、去る2月13日にそれぞれ提案書が提出されております。現在、委員8名からなる審査委員会により、提案書の審査並びに評価を行っており、3月中旬には基本設計業者が決定される予定であります。

その後、この設計業者との間で基本設計業務委託契約を締結し、6月頃には新施設に係る基本設計の成果品が納入される計画となっております。

なお、法人移行に伴う職員の処遇についてであります。昨年の12月21日と22日の両日、対象職員に対する説明会を開催したほか、本年1月には現段階での職員の考えを把握するため、意向調査を実施しており、今後は、この調査結果を踏まえ、職員との面談等を通じて対応を協議していくこととしております。

また、新規法人設立に向けたスケジュールにつきましては、今後早期に設立準備委員会を立ち上げ、6月には県に対し新規法人の申請を行うとともに、並行して認可を得るための諸準備を進める計画であり、年度内には認可を得て、平成20年度から法人による運営を開始したいと考えております。

次に、斎場関係について申し上げます。

斎場につきましては、先般、地域住民からトイレの洋式化の要望があったところであり、中央斎場と南部斎場については本年度予算で対応することとして、3月に実施する予定のほか、改修工事が必要となる北部斎場につきましては、平成19年度に実施することとして、当初予算に経費を計上させていただいております。

また、老朽化が進んでいる中央斎場につきましては、同じく老朽化が著しい西仙北火葬場を管理運営している大仙市との間で、統合も含めた改築計画及び管理体制のあり方等について、今後協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、休祭日救急医療センター関係について申し上げます。

現在、休日における初期救急医療につきましては、当組合が開設している休祭日救急医療センターのほか、大曲仙北医師会が仙北組合総合病院において日曜日の小児科診療を実施しておりますが、今後、センターの利用状況等を見ながら、休祭日における小児科及び内科の救急医療体制の一元化について医師会並びに仙北組合総合病院と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、広域交流センター関係について申し上げます。

昨年7月の臨時会でご報告申し上げた、大曲、角館の両広域交流センターの大仙市と仙北市への移管につきましては、去る2月1日に県の財産処理審査会の同意が得られ、本年4月1日の譲渡に向けた最終の事務手続きが進められております。これを受け、今次定例会に同交流センター条例の廃止を上程いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、県が事業主体となり実施の両センター下水道切替工事につきましては、昨年8月に発注され、11月末に完了しており、すでに共用を開始しております。

最後に、介護保健関係について申し上げます。

初めに、事業の状況についてであります。平成19年1月分データによる管内65歳以上の第1号被保険者は44,616人であり、要介護認定者は7,146人、サービス利用者は5,691人で、前年同月比で第1号被保険者は243人、率にして0.5%、要介護認定者は98人、率にして1.4%、サービス利用者は156人、率にして2.8%、それぞれ増となっております。これにより、第1号被保険者の認定率は約16.0%、要介護認定者のうちサービス利用者が占める割合は79.6%となります。

平成18年度の事業関係につきましては、介護給付費や地域支援事業費等について、当初見込みより減額が見込まれるため、今次定例会に予算の補正をお願いしております。

次に、介護保険制度の改正による新たな区分での要支援 1 及び 2 の認定者に対して平成 19 年度から実施することとなる新予防給付事業につきましては、構成 2 市 1 町の地域包括支援センターと合同で、事業の円滑な推進に向けて介護予防ケアプラン作成等の委託先となる管内の居宅介護支援事業所に対する説明会を、2 月 14 日には大曲広域交流センター、2 月 20 日には角館広域交流センターにおいて、延べ 115 人の介護支援専門員の参加を得て開催しております。

地域包括支援センターにつきましては、今後、この新予防給付事業とともに、配置が義務づけられた保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が連携しながら、一般の高齢者及び要支援、要介護となる恐れのある特定高齢者に対して地域支援事業を実施するなど、介護予防支援における地域の中核機関として活動することになります。

地域密着型サービス事業者の指定につきましては、平成 19 年度上半期分として入居系サービス以外について公募しておりましたが、申請所業者は認知症対応型通所介護については単独型 1 カ所、共用型 1 カ所、小規模多機能型居宅介護については 2 カ所の計 4 件の申請がありました。

これらの申請事業者につきましては、介護保険事務所による現地調査や書類審査を行い、昨日開催の地域密着型サービス運営委員会にお諮りし、ご承認をいただいたところであり、この後、事業者に対して 2 月 28 日付けで指定内示を行い、4 月 1 日以降開設準備が整い次第、順次指定することとしております。

以上で、招集の挨拶並びに諸般の状況についてご報告を終わらせていただきます。

議長 (橋本五郎君)

ここで暫時休憩をいたします。

(議員全員協議会)

議長 (橋本五郎君)

休憩前に引き続き、これより本日の会議を開きます。欠席の届出は、10 番本間輝男君であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、議事の進行上新しく議員になられた方の仮議席を指定いたします。仮議席は、ただ今ご着席の席を指定いたします。

本日の議事は日程第 1 号をもって進めます。

それでは日程第 1 「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において、9 番 大坂義徳君と指定いたします。

日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 6 7 条の規定により議長において、5 番杉沢千恵子君、6 番金谷道男君、7 番藤原万正君を指名いたします。

日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

それでは日程第 4 「議案第 1 号 大曲仙北広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第 5 「議案第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第 6 「議案第 3 号 議会の議員及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第 7 「議案第 4 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第 8 「議案第 5 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第 9 「議案第 6 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第 10 「議案第 7 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制

定について」、日程第11「議案第8号 大曲仙北広域市町村圏組合公告式条例及び大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第12「議案第9号 大曲仙北広域市町村圏組合広域交流センター条例を廃止する条例の制定について」の9件を一括を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長

(小松英昭君)

初めに、議案第1号「大曲仙北広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明申し上げます。

本案は、収入役制度を廃止することなどの内容が盛り込まれた地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月に公布され、本年4月1日から施行されること、及び県から無償で借り受け、当組合が大曲市と仙北市に設置し運営を行っている広域交流センターが本年4月1日をもってそれぞれの所在市に移管されることに伴い、条例に規定されている事務局が所管する事務に所要の改正を加えるものであります。

改正の内容であります。事務局管理課が所管する事務のうち、「収入役の権限に属する事務に関すること」及び「広域交流センターに関すること」を削るほか、併せて、合併による構成市町村の再編により、これまで「市町村長会議」と称していた首長の会議を「正副管理者会議」とするなど、所要の条文及び文言の整備を行うものであり、本年4月1日から施行のものであります。

次に、議案第2号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明申し上げます。

本案は、職員の休息時間について、民間企業においては一斉に付与していないことや、自治体においても一律、一斉に取得している状況にないことから、国は平成18年7月1日から、県は本年1月1日から、休息時間について条例上の権利としての位置づけを廃止しているため、これに倣い、条例に所要の改正を加えるものであります。

改正の内容であります。第7条に規定する休息時間に関する条を削除するものであり、本年4月1日から施行のものであります。

次に、議案第3号「議会の議員及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明申し上げます。

本案は、議会の議員及び監査委員の報酬について、県内同規模の複数の広域組合と比較したところ、本組合が最も低額であることなどから、今般、報酬年額について引き上げる改正を行うとともに、費用弁償として支給される旅費に関する規定に所要の改正を加えるものであります。

改正の内容であります。報酬の額について議長及び副議長については10,000円引き上げ、年額をそれぞれ30,000円、25,000円と、議員については7,000円引き上げ、年額20,000円と、識見監査委員については6,000円引き上げ、年額13,000円と、議会選出監査委員については3,000円引き上げ、年額8,000円とするものであります。

また、議長等が管理者の招集による会議に出席したときは、1日当たり2,000円の日当を支給しておりますが、これに加え、私用車を使用した場合は路程1キロメートルにつき20円を費用弁償として支給する旨、条文上明記する改正を行うほか、公務のための出張の場合の車賃の積算根拠を明確にするため、条例別表の「車賃」の区分を廃し、一般職の旅費の例に倣うこととして、「鉄道賃、船賃及び航空賃」の区分に編入する旨の改正を行うものであり、いずれも本年4月1日から施行のものであります。

次に、議案第4号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明申し上げます。

本案は、議案第3号と同様の理由により、管理者、副管理者の給料の引き上げ、並びに旅費に関する改正を行うほか、地方自治法の一部改正に伴う所要の改正を併せて行うものであります。

改正の内容であります。管理者及び副管理者の給料の額について、10,000

円引き上げ、それぞれ年額35,000円、28,000円とするほか、条例別表の旅費に関する規定に、議案第3号と同様の改正を加えるものであります。

また、地方自治法の一部改正により収入役制度が廃止されたことに伴い、収入役の文言と規定を削除する改正を併せて行うものであり、いずれも本年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第5号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明申し上げます。

本案は、議案第3号及び第4号の旅費部分の改正に倣い、専任の副管理者の旅費についても同様の改正を加えるものであり、本年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与のうち、扶養手当、管理職手当に関する改正のほか、消防職員の休日勤務手当について、所要の改正を実施するものであります。

改正の内容であります。扶養手当につきましては、3人目以降の子等に係る支給月額を1人につき5,000円から6,000円に引き上げる改正であり、管理職手当につきましては、職務・職責を端的に反映できるよう、これまでの定率制から定額制に移行する改正、消防職員に対する休日勤務手当につきましては、近年の社会情勢等を勘案し、支給該当日から「祝日法による休日が土曜日に当たる日」を除く改正をそれぞれ行うものであります。

なお、条例の施行につきましては、扶養手当と管理職手当に係る改正部分については本年4月1日から、休日勤務手当に係る改正部分については公布の日からとするものであります。

次に、議案第7号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明申し上げます。

本案は、先程来、特別職の職員の旅費部分に係る改正のご説明を申し上げておりますが、係る改正の根拠となる本条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。現行の規定では、一般職の職員に支給する車賃については、別表で実費と規定されておりますが、私用車を使用した場合の積算が困難かつ曖昧となってしまうことから、今般、その根拠を組合訓令の「私用車の公用使用に関する規程」に定める1キロメートル当たり20円の規定に求めることとして条文に明記する改正を行うものであり、併せて、日額旅費の定義を明確に規定する改正、圏域内旅行の場合の日当に関する規定の整備、別表に規定している日当の額について、これまで、職務の級4級以上の職員は2,000円、3級以下の職員は1,900円としていた規定を、一律2,000円に統一する改正を行うほか、議案記載のとおり、今回の改正を契機として本則全体を見直し、所要の文言の整理を行うこととしております。

なお、条例の施行につきましては、本年4月1日からとするものであります。

次に、議案第8号「大曲仙北広域市町村圏組合公告式条例及び大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明申し上げます。

本案は、合併後の組合を組織する団体に村がなくなったため、「組合市町村」及び「構成市町村」を、それぞれ「組合市町」、「構成市町」に改める改正を行うほか、所要の条文と文言の整備を行うものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第9号「大曲仙北広域市町村圏組合広域交流センター条例を廃止する条例の制定」についてご説明申し上げます。

本案は、議案第1号でご説明申し上げたとおり、大曲、角館の両広域交流センターが本年4月1日をもって大仙市及び仙北市に移管されることに伴い、当組合の公の施設として制定していた条例が、その存立意義を失うこととなることから、同日をもって当該条例を廃止するものであります。

なお、附則において、非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例別表中に規定されている「広域交流センター運営委員会の委員」の報酬額に関する部分を削除する

議 長

改正を行うほか、所要の文言の整理を行うこととしております。

以上、議案第1号から議案第9号までの9件について、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第8号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第9号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第10号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

(小松英昭君)

議案第10号 「秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更」についてご説明申し上げます。

本案は、議案第1号でご説明申し上げましたとおり、収入役制度の廃止などを内容とした地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月に公布され、本年4月1日から施行されること、及び秋田県後期高齢者医療広域連合が本年2月1日に設立され、同広域連合が秋田県市町村総合事務組合に加入することに伴い、同組合から構成団体の増加及び規約の一部変更について依頼がありましたので、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体との協議について、同法第290条の規定により議会の議決を経ようとするものであります。

変更の内容であります。組合を組織する団体に「広域連合」を加えること、及び「収入役」に代えて「会計管理者」を置く変更であり、知事の許可を受け、本年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第10号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第11号 第四次大曲仙北広域市町村圏計画基本構想の一部変更及び同基本計画(後期分)の策定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長

(小松英昭君)

議案第11号「第四次大曲仙北広域市町村圏計画基本構想の一部変更及び同基本計画(後期分)の策定」についてご説明申し上げます。

本案は、議案書綴りとは別葉の別冊で配布をさせていただいている成果品のとおり、第四次の当組合広域市町村圏計画について、基本構想部分の一部変更と前期の基本計画年次が終了したことに伴う後期分の基本計画を策定するものであります。

広域市町村圏計画につきましては、国の広域行政圏計画策定要綱により、圏域の将来図とそれを達成するために必要な施策等を定めるよう義務づけられていることから、当組合では、平成12年度に計画期間を平成22年度までの10年間とした基本構想、平成17年度までの5年間を計画期間とした前期分の基本計画、向こう3年間の期間として毎年度ローリング方式により策定する実施計画で構成する第四次の広域市町村圏計画を策定しております。

このうち、基本計画につきましては、平成17年度で計画期間が終了しており、本来であれば昨年度において平成18年度から平成22年度までの間の後期計画を策定すべきところでありましたが、合併により構成市町村が再編されて日も浅く、この基本計画の基礎となるべき、各構成市町が個々に定める総合計画が策定中あるいは策定直後ということもあり、県と協議の上、1年先延ばしとさせていただいた経緯を経て今般、基本構想の計画期間が終了する平成22年度までの向こう4年間の施策の体系を後期分として策定するものであります。また、合併によって当組合の圏域そのものに変動はありませんでしたが、構成市町村が大幅に変更になったことから、基本構想部分にも所要の変更を加える必要が生じており、今般、併せて検討を行っております。

策定に当たりましては、事務局職員と構成市町の職員からなる策定幹事会とワーキンググループを立ち上げ、各構成市町の総合計画やそれぞれの施策と齟齬が生じないよう留意しながら作業を進めたところであり、基本構想部分については、計画期間の中途にあることから、合併による変更部分、具体的には旧市町村名や統計データの差し替えという必要最小限の修正に止めたほか、後期分として新たに作成することとな

る基本計画につきましても、合併後間もない時期であり、圏域としての将来像や基本的な施策の体系を再構築するためには、構成市町の総合計画の進捗状況等を今しばらく見極める必要があるとの認識から、前期計画の体系を継承することとし、旧市町村名や統計データの差し替えに加え、実施計画と基本計画との性格の違いを鮮明にするため、個々の事業の実施年度や事業費まで掲載していた表を基本計画からは除くことにいたしております。

このほか、全体を通じ、文体を「である」調から「ですます」調に変更するなど、圏域住民にも理解していただけるような配慮をしております。

主な修正部分につきましては、添付しております資料のとおりであります。各構成市町に関連する部分につきましては、それぞれの企画担当課長で構成する幹事会のご了承を得ているほか、仙北地域振興局を通じた県との協議につきましてもすでに終了しているものであります。

なお、広域事業関連では、老朽化に伴う後三年更生園の改築事業と近い将来建て替えが必要と予想される角間川更生園の改築の検討、また、両更生園の法人化の推進、平成19、20年度事業となる大曲消防署の仮称西分署庁舎の建設、構成市直営の2施設と組合共同処理3施設が混在する斎場の老朽化に伴う今後の施設整備のあり方の検討、また、広域事業ではありませんが、圏域の中核医療機関として位置づけられている仙北組合総合病院の移転改築の推進を新たに盛り込んでおります。

いずれ、今回の策定あるいは修正につきましては、ただ今ご説明申し上げましたとおり、必要最小限に止めたものであり、基本構想の計画期間が終了する平成22年度には、改めて圏域の将来を見据えた第五次の計画を策定する予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第11号についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(橋本五郎君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第12号 平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」、日程第16「議案第13号 平成18年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算(第2号)」、日程第17「議案第14号 平成18年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第3号)」、日程第18「議案第15号 平成18年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計補正予算(第1号)」、日程第19「議案第16号 平成18年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)」、日程第20「議案第17号 平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」の6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長

(小松英昭君)

それでは、議案第12号から議案第16号までの平成18年度2月補正予算並びに議案第17号「平成18年度組合経費に係る負担金の一部変更」につきまして、一括してご説明申し上げたいと存じますが、その前に、皆様のお手元に配布をさせていただいている文書のとおり、補正予算書の40ページに誤謬が見つっております。恐れ入りますが、文書記載のとおりご訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは説明に入らせていただきますが、まず初めに議案説明資料6ページの総括表をお開きください。

平成18年度最終となる今回の補正予算につきましては、一般会計が1億1,218万1千円、後三年更生園特別会計が1,186万3千円、角間川更生園特別会計が1,564万2千円、救急医療センター特別会計が249万1千円のそれぞれ増額補正、介護保険特別会計が8,612万7千円の減額補正となっており、合計では5,605万円の増額となり、補正後の予算総額を資料記載のとおり、141億4,984万7千円とするものであります。

初めに、議案第12号「平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料の方は7ページからとなります。

今回の補正は、衛生費と諸支出金については増額、消防費については減額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,218万1千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ25億8,835万5千円とするものであります。

初めに歳入についてであります。補正予算書は7ページとなります。3款財産収入の6千円増は、財政調整基金利子であります。4款繰入金2項特別会計繰入金は、8,148万6千円の増額であり、財政調整基金に積み立てるための各特別会計からの繰入金であります。内訳は、1目後三年更生園特別会計繰入金1,186万3千円、2目角間川更生園特別会計繰入金1,564万2千円、3目休祭日救急医療センター特別会計繰入金249万1千円、4目介護保険特別会計繰入金が5,149万円のそれぞれ増額となっております。5款繰越金は、3,089万8千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。6款諸収入は、129万1千円の増額であり、救急振興財団からの助成が確定したことによるものであります。7款組合債は、150万円の減額であります。田沢湖分署に配備している救急車の購入事業や大曲消防署に配備しているはしご車分解整備事業の確定に伴い、借入額が減額となったものであります。

次に、歳出についてであります。補正予算書は9ページ、議案説明資料は8ページとなります。

3款衛生費1項1目斎場費は、174万7千円の増額であります。燃料単価の高騰により火葬用燃料費の不足が見込まれることから、繰越金を財源とした増額補正をするものであります。

5款消防費1項1目常備消防費は、1,287万7千円の減額であります。内訳であります。3節職員手当等の減額につきましては、土曜日が祝日に当たる日及び年末年始の休日が土曜日や日曜日に当たる日の休日勤務手当を支給対象外とすることとし、不用額の一部を10月補正で暫定的に減額しておりましたが、今般、未減額分を補正するものであります。18節備品購入費の増額につきましては、財団法人救急振興財団からの助成確定を受け、救急隊員が使用する自動体外式除細動器2器を購入するための不足分を増額補正するものであります。2目施設整備費は、106万4千円の減額であります。田沢湖分署に配備している救急車の更新事業や大曲消防署に配備しているはしご車分解整備事業に契約差額が生じたことなどにより、13節委託料21万円と、18節備品購入費85万4千円をそれぞれ減額補正するものであります。

8款諸支出金1項1目財政調整基金費は、1億2,437万5千円の増額であります。一般会計を含めた各会計の繰越金の未補正分や財政調整基金利子増額分に加え、消防休日勤務手当の減額等によって生じた一般財源を財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、議案第13号「平成18年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は12ページ、議案説明資料は9ページとなります。

今回の補正は、諸支出金の増額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,186万3千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2億6,022万9千円とするものであります。

補正予算書 17 ページをお開きください。

初めに歳入についてであります。5 款繰越金は 1, 119 万円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。6 款諸収入 2 項 1 目入所利用者作業収入は、67 万 3 千円の増額であります。平成 17 年度まで園独自の会計で運用してきた作業会計を、県の指導を受けて 18 年度から特別会計に組み入れたことに伴う精算金の増額分であります。

次に歳出についてであります。補正予算書は 18 ページとなります。

4 款諸支出金 1 項 1 目一般会計繰出金は、1, 186 万 3 千円の増額であります。繰越金増額分と作業収入増額分とを一般会計に繰り出し、財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、議案第 14 号「平成 18 年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第 3 号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の 13 ページ、議案説明資料は 10 ページとなります。

今回の補正は、諸支出金の増額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 564 万 2 千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ 2 億 6, 620 万 3 千円とするものであります。

補正予算書は 24 ページをお開き願います。

初めに歳入についてであります。6 款繰越金は 1, 183 万円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。7 款諸収入 2 項 1 目入所利用者作業収入は、38 万 1 千 2 百円の増額であります。作業収入の増額理由は後三年更生園と同様であります。スノーポール等の売り上げ収入が多いため、後三年更生園より収入額は大幅に増となっております。

次に歳出についてであります。補正予算書は 25 ページとなります。

7 款諸支出金 1 項 1 目一般会計繰出金は、1, 564 万 2 千円の増額であります。後三年更生園と同様に、繰越金増額分と作業収入増額分の合計額を一般会計に繰り出し、財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、議案第 15 号「平成 18 年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計補正予算(第 1 号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の 26 ページ、議案説明資料は 11 ページとなります。

今回の補正は、諸支出金の増額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 249 万 1 千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ 18, 846 万 4 千円とするものであります。

初めに歳入についてであります。補正予算書は 31 ページとなります。4 款繰越金は 249 万 1 千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

補正予算書の 32 ページをご覧ください。

次に歳出についてであります。3 款諸支出金 1 項 1 目一般会計繰出金は、249 万 1 千円の増額であります。繰越金増額分を一般会計に繰り出し、財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、議案第 16 号「平成 18 年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第 2 号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は 33 ページ、議案説明資料は 12 ページとなります。

今回の補正は、総務費、保険給付費、地域支援事業費、財政安定化基金拠出金、公債費につきましては減額、基金積立金、諸支出金につきましては増額するものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8, 612 万 7 千円を減額し、補正後の総額をそれぞれ 110 億 1, 659 万 6 千円とするものであります。

補正予算書は 39 ページになります。

初めに、歳入についてであります。1 款介護保険料 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は 68 万 4 千 3 百円の増額であり、収納実績の増によるものであります。

2 款分担金及び負担金 1 項 1 目市町村負担金は、3, 383 万 6 千円の減額であります。この内訳であります。1 節介護給付費負担金と 2 節地域支援事業負担金の減額は給付や事業実績の減、3 節職員給与費負担金の増額は職員の増、4 節事務費負担金の減は事務経費の減によるものであります。

4 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は、2 億 8,733 万 6 千円の減額であります。これは、給付実績の減に加え、負担率についても減となったことによるものであります。2 項 1 目調整交付金は 4,985 万 5 千円の減額であり、給付実績の減や負担率の減によるものであります。2 目地域支援事業交付金 1,382 万 4 千円の減は、事業実績の減によるものであります。その内訳は、介護予防事業分が 493 万 3 千円、包括的支援事業・任意事業分が 889 万 1 千円であります。3 目介護保険事業費補助金は、介護保険法改正に伴うシステム改修費補助金 499 万 3 千円であり、補助率は事業費の 50%であります。この内訳は、18 年度実施分が 234 万 1 千円、繰越明許分が 265 万 2 千円となっております。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は、2 億 3,632 万円の増額であります。給付実績は減となっているものの、負担率の増により増額となったものであります。2 項 1 目地域支援事業交付金 691 万 2 千円の減額は事業実績によるものであり、その内訳は、介護予防事業分が 246 万 6 千円、包括的支援事業・任意事業分が 444 万 6 千円であります。

6 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金は、給付実績の減により 4,866 万 2 千円の減額であります。2 目地域支援事業支援交付金は、予防事業実績の減に伴い 611 万 6 千円の減額であります。

9 款繰越金は、前年度繰越金を全額計上するものであり、1 億 1,225 万 8 千円の増額であります。

次に、歳出についてであります。補正予算書は 42 ページ、議案説明資料は 14 ページとなります。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、1,338 万 9 千円の増額であります。内訳は、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済組合費が、合わせて 808 万 5 千円の増額となっており、この理由は、当初においては職員 15 人分の予算措置でありましたが、1 人増員されたことなどによるものであります。財源として、歳入 2 款分担金及び負担金 1 項 1 目市町村負担金の 3 節職員給与費負担金の増額分を充当するものであります。また 1 3 節委託料は、530 万 4 千円の増額であります。これは、平成 20 年度からの医療保険制度改正に伴い必要となる介護保険システムの改修に係る経費であります。現段階では具体的な改修内容が明確となっていないため、平成 19 年度に繰越明許して事業を実施するものであります。

3 項 1 目介護認定審査会費は、370 万円の減額であります。1 節報酬 70 万円の減額は、介護認定の申請件数が見込みを下回ったことによる介護認定審査委員報酬の不用分であります。7 節賃金 300 万円の減額は、当初においては臨時職員 5 人分の賃金を予算措置していたものの、嘱託職員 3 人の配置としたための不用分であります。2 目認定調査等費 1,200 万円の減額の内訳は、1 2 節役務費 1 細節郵便料 100 万円、4 細節手数料 400 万円、1 3 節委託料 700 万円のそれぞれ減額であります。減額の理由は、認定審査件数が見込みを下回ったことや、新規申請の認定調査を事務所職員や構成市町職員が実施したことなどにより、当該経費が不用となったことによるものであります。この減額により、歳入 2 款分担金及び負担金 1 項 1 目市町村負担金の 4 節事務費負担金が減額となるものであります。

2 款保険給付費 1 項 1 目介護サービス給付費は、1 億 8,414 万 6 千円の減額であります。理由は、一部有料老人ホームの入居稼働率が落ち込んだことや指定地域密着型サービス事業者の開設が遅れていること、デイサービス、ショートステイ、訪問介護の利用が予想を下回ったことなどにより、大幅な給付の減額が見込まれるものであります。3 項 1 目高額介護サービス給付費は 1,942 万円、4 項 1 目特定入所者介護サービス費は 775 万 2 千円と、それぞれ給付の増が見込まれるため増額となっております。2 款保険給付費全体では 1 億 5,697 万 4 千円の減額となっており、これに伴い歳入 2 款分担金及び負担金 1 項 1 目市町村負担金の 1 節介護給付費負担金、4 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金、5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金、6 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金が、法定割合によってそれぞれ減額となるものであります。

3 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防事業費は、1,973 万円の減額であります。

その内訳であります。11節需用費2細節印刷製本費は150万円、12節役務費4細節手数料は78万8千円、14節使用料及び賃借料は200万3千円のいずれも減額であります。これは、本年度が事業開始年度のため、事業運営に係る経費の情報が錯綜していたことにより、結果的に不用額が生じたものであります。13節委託料1,543万9千円の減額は構成市町等への事業委託料であり、事業開始1年目のために体制が整わず、見込んだほどの事業を実施することができなかつたものであります。2目包括的支援事業・任意事業費は、構成市町に対する事業委託料を2,195万3千円減額するものであり、これについても事業開始1年目のために体制が整わず、見込んだほどの事業を実施することができなかつたことが原因であります。これらを合わせた3款地域支援事業費は、総額4,168万3千円の減額となり、これにより歳入2款分担金及び負担金1項1目市町村負担金の2節地域支援事業負担金、4款国庫支出金2項2目地域支援事業交付金、5款県支出金2項1目地域支援事業交付金、6款支払基金交付金1項2目地域支援事業支援交付金が、法定割合によってそれぞれ減額されるものであります。

5款財政安定化基金拠出金は、10万2千円の減額であります。平成18年度から20年度までの給付見込み総額が確定したことにより、減額となるものであります。

6款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、2,551万5千円の増額であります。これについては、繰越金に含まれている平成17年度に財政安定化基金から借り入れた1億6,000万円のうち、使用しなかつた1,616万4千円と、給付費が予想より伸びなかつたことや保険料の収入が増えたことなどにより生じた935万1千円を、今後の給付費に係る財源として積み立てるものであります。

7款公債費2項1目財政安定化基金償還金は、666万6千円の減額であります。これは、17年度の財政安定化基金借入金を1億8,000万円と見込んでいたものの、実際の借入額は2,000万円減額となつたため、償還年数で割つた金額が減額となるものであります。

8款諸支出金1項2目償還金は、4,460万4千円の増額であります。内訳は、平成17年度給付費負担金の精算に伴う国・県への償還金と、平成17年度実施した介護保険法改正に伴うシステム改修事業に係る国庫補助金の精算に伴う返還金であります。いずれも前年度繰越金を財源とするものであります。2項1目一般会計繰出金は、5,149万円の増額であります。繰越金の残額を全額計上し、一般会計に繰り出した後、財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、議案第17号「平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更」についてご説明申し上げます。

本案は、大曲仙北広域市町村圏組合規約第11条第2項の規定により、平成18年第1回定例会で議決をいただいた議案第15号の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。先ほどご説明いたしました議案第16号「大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)」を受け、介護保険費負担金3,383万6千円を減額し、平成18年度の負担金総額を、大仙市23億9,021万4千円、仙北市8億7,923万6千円、美郷町6億1,886万6千円、計38億8,831万6千円とするものであります。

以上、議案第12号から第16号までの平成18年度2月補正予算と、議案第17号、平成18年度組合経費に係る負担金の一部変更について一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議うえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。議案第16号につきまして質疑の通告がありますので、発言を許します。14番、佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。議案第16号の平成18年度介護保険特別会計の補正予算について質問をさせていただきます。

まず最初に、今回の補正予算の内容を見ますと、介護保険料が増額になっておる一方で、介護給付費においては高額介護サービス費を除いて他はすべて減額補正となっているようです。その中でも、とりわけ居宅介護サービス給付費の減額が非常に大き

くて、これは考えてみますに、一昨年の10月に施行されたいわゆるホテルコスト、あるいは食事代などが全額自己負担となったことの影響が大きく、サービスの利用を控えているためではないかと考えるものでありますが、この点について当局側としてはどのように捉えているのかというのが第1点。

議長

また、平成18年度の介護保険の利用状況について合わせて伺いたいと思います。
(橋本五郎君)

介護所長

14番、佐藤文子君の質疑に対する答弁を求めます。介護保険事務所長。

(佐々木勝君)

はい。佐藤文子議員の質問についてお答えします。

初めに、介護保険の利用状況であります。前年度との比較として、月平均のサービス利用者では平成17年度が5,513人、平成18年度が5,688人で、率にして3.2%の伸びとなっております。また給付額を見ますと、平成17年度が8億1,900万円に対して、18年度は8億4,300万円と、率にして2.9%伸びておるとい状況であります。過去3年間の給付額を年度別の決算ベースで見ますと、平成15年度は85億2,600万円、16年度は92億6,100万円、17年度が98億3,200万円でありまして、平成18年度におきましては102億8,900万円と見込んでおるところであります。

こうしたことから、今後とも長寿社会の進展とともに介護保険制度の浸透、定着、サービス基盤の整備等を背景として、その伸び率は緩やかになってはおりますが、サービスの利用件数あるいは給付費は、ともに増加が続くものと考えております。

次に、今回の補正予算についてであります。まず保険料の増額につきましては、収納率を当初予算の段階では98%を見込んでおりましたが、今年度の収納実績から収納率が98.7%と0.7ポイントの増額が見込まれたことによる補正であります。

保険給付費につきましては、前年度実績に当該年度のサービス施設の整備状況等を加味して予算を編成することになります。18年度は先ほど申し上げました決算見込みより1億5,700万円多い104億4,600万円を見込んでおりましたけれども、予定しておりました仙北市の有料の老人ホームの入居率の低迷や地域密着型サービス事業所の開設が遅れたこと、またデイサービスやショートステイあるいは訪問介護などが見込みより伸びなかったことなどによりまして、減額補正をしたところあります。

また、一昨年10月施行のホテルコストや食事代の全額自己負担導入による利用控えの影響を指摘されておりますが、これにつきましては施設入所者に対する改正でありまして、短期入所以外の居宅介護サービスへの影響は特になく考えております。しかしながら、この場合におきましても、介護保険料の第3段階までの方に対しましては、低所得者対策としまして居住費や食費の負担を軽減する特定入所者介護サービス費を給付しているところでありまして、その実態につきましては、平成18年11月サービス分では、施設入所者のうち介護老人福祉施設では94.8%の838人、介護老人保健施設では48.0%の327人、短期入所では24.5%の172人の方が適用になっておるところでありまして、低所得者への配慮として機能しているものと考えております。

いずれにしましても、介護保険は制度の性質上決算主義でありますので、当該年度の予算の一定の増減に対しましてはご理解を賜りたいとお願ひするところあります。

議長

(橋本五郎君)

14番、再質問はありますか。

議員

(佐藤文子君)

はい。今の説明を伺ったところによりますと、結局のところ制度の変更があって、施設への入居率が思うように伸びなかったということをお認めおることでしょうか。仙北市の有料老人ホームへの入居率が伸びなかったのは、結局のところお金がないと施設には入れないということではないのでしょうか。

介護所長

(佐々木勝君)

はい。特定入所者介護サービス費は、特別養護老人ホームと老人保健施設の入所者

に適用されるため、適用される施設が限られているために・・・

議員 (佐藤峯夫君)
だからどうだっていうことを聞いている。

介護所長 (佐々木勝君)
仙北市の施設は有料の老人ホームでありますので、制度の適用外ということでご理解をお願いしたいと。

議長 (橋本五郎君)
仙北市の施設のことは。

介護所長 (佐々木勝君)
仙北市の有料老人ホームは入居が80人、デイサービスが25人、ショートステイが40人ということですが、現在32人が入居していない状況であります。入居者の状況であります。大仙市からは14人、仙北市から5人、美郷町から1人でありまして、圏域外から28人が入所しているということになります。この施設につきましては、先ほども申しましたとおり特定入所者サービスがございません。

議長 (橋本五郎君)
また、大仙市の内小友に開設されるテンダーヒルズは社会福祉法人であります。施設利用者にとりまして食事代やホテルコストが重くのしかかっていることは事実であろうかと思われま。所得がなければ施設を利用できないということに對しましては、何らかの対策を講じていかなければならないことは存じております。

議長 (橋本五郎君)
よろしいですか。
以上で、通告による質疑を終わります。他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
以上で質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なしの声)
討論なしと認めます。
これより「議案第12号」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
これより「議案第13号」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
これより「議案第14号」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
これより「議案第15号」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
これより「議案第16号」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
これより「議案第17号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第18号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」

日程第22「議案第19号 平成19年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計予算」

日程第23「議案第20号 平成19年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算」

日程第24「議案第21号 平成19年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別

会計予算」 日程第25「議案第22号 平成19年度大曲仙北広域介護保険特別会

計予算」日程第26「議案第23号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に

係る負担金について」の6件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

鎌田副管理者。

副管理者

(鎌田榮治君)

はい。議案第18号から第22号までの平成19年度当初予算と、議案第23号の平成19年度組合経費の負担金について、一括してご説明申し上げます。

予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、当組合における一般会計と4特別会計、合わせて5会計の平成19年度当初予算につきまして議会の議決をお願いするものであります。

それでは、初めに議案説明書の17ページをお開きください。

初めに総括表をご覧ください。全会計の総額であります。145億5,289万3千円となっております。前年度当初比較で5億5,402万4千円、率にして3.96%の増となるものであります。このうち、一般会計と介護保険特別会計が大幅な増となっておりますが、一般会計は消防に係る新規事業、介護保険特別会計は保険給付費の伸びによるものであります。

それでは、各会計毎の主な項目について、順次ご説明をさせていただきますが、議案説明書と予算書を参照しながらお聞き頂きたいと存じます。

初めに「議案第18号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億4,328万6千円で、前年度当初比較で8,906万8千円、率にして3.63%の増となっております。

予算書の7ページをご覧ください。

初めに、歳入1款分担金及び負担金は、22億7,658万7千円であります。事務費、斎場費、病院群輪番制費、へい獣保冷センター費、消防費に係る構成市町からの負担金でありまして、歳入総額の89.5%を占めております。特に、19年度につきましては、消防費負担金が前年度当初比較で新規事業による1,624万6千円の増、また、交流センターの地元移管に伴う広域負担金の廃款により3,132万9千円の減となるものでございます。消防費につきましては、21億2,658万3千円のうち、1,332万5千円の特別負担金がございますが、その内訳は、分署統合に伴う用地買収や造成工事等に係る一般財源のうち、消防団訓練用地分として375万円の大仙市負担、18年度に実施した大曲消防署配備のはしご付消防自動車の分解整備に係る償還費として263万1千円の大仙市負担、平成19年度に実施する田沢湖分署配備のはしご付消防自動車の分解整備に係る一般財源として562万9千円の大仙市負担などとなっております。

2款使用料及び手数料は、2,273万8千円であります。このうち、3斎場の使用料が2,015万円のほか、へい獣保冷センターの使用料と手数料、危険物貯蔵設備の検査手数料などあります。

4款繰入金は、1億2,200万4千円となっております。説明資料の26ページをご覧くださいと存じますが、基金繰入金は一般会計及び各特別会計の財源充当分として財政調整基金を取り崩すものであります。平成19年度は、構成各市町の財政状況も非常に厳しい現状に鑑み、構成市町負担金の緩和のため、一般会計では消防費の新規事業もあり、前年度比較で2,500万円の増、後三年更生園特別会計では400万円の増、角間川更生園特別会計では1,000万円の増、介護保険特別会計では

給付費の伸びにより1,000万円の増など、総額で前年度比較で4,900万円の大幅な増としたものであります。各特別会計繰入金は、18年度決算に伴って生じる繰越金を財政調整基金に積み立てるために繰り入れるものであり、当初予算におきましては存置計上としております。

議案説明資料の18ページをご覧ください。

6款諸収入は、2,265万5千円であります。県の消防学校や消防防災救助隊、防災ヘリコプターへの派遣職員人件費交付金、秋田自動車道救急業務支弁金など、消防関連の収入がほとんどを占めております。

7款組合債は、9,930万円であります。消防西木分署に配備の救急車及び東分署に配備の消防ポンプ車の更新、並びに山岳遭難等に対処するため田沢湖分署に新たに配備を予定している災害対策車の購入分として計5,110万円のほか、田沢湖分署配備のはしご車分解整備事業分として2,250万円、仮称西分署事業分として2,570万円を見込んでおります。

続いて歳出をご説明いたします。予算書では11ページからになります。

1款議会費は、57万1千円で、内訳は、先ほど条例案を議決いただきました議員報酬や費用弁償等であります。

2款総務費は、8,486万4千円であります。一般管理費では、人件費が6,546万円と77.2%を占めており、他に事務経費と、交流センターの移管に伴い、広域事務所経費の大仙市への支払い分として95万9千円と、監査委員費は、報酬、費用弁償等で12万2千円の計上であります。

3款衛生費は、8,705万2千円であります。斎場費は6,214万1千円で、職員4人の人件費や2人の職員派遣委託料、毎年度実施している火葬炉の補修工事費、火葬用燃料費が主な経費であります。燃料単価の高騰によりまして、燃料費は前年度当初比較で約200万円の増となっております。病院群輪番制事業費は2,491万1千円で、仙北組合総合病院、大曲中通病院、角館総合病院に対する事業費補助金等であります。

4款農林水産業費は、538万4千円で、へい獣保冷センターに係る経費であります。

5款消防費は、22億555万3千円で、前年度当初比較で8,544万3千円の増となっております。

常備消防費は20億8,144万3千円で、前年度当初比較で1,027万5千円の増となっており、職員247人の人件費の占める割合が93.4%となっております。このうち、休日勤務手当は、補正予算でもご説明申し上げましたが、前年度当初比較で2,377万3千円の減となっております。主な新規事業であります。支給から5年経過した救急隊員服の更新費用30着分155万1千円、また、支給後10年以上経過した防火衣更新費用5着分として112万5千円、これらにつきましては平成19年度から年次計画での継続更新を予定しております。また、高規格救急車配備計画や退職に伴う救急救命士不足に対応するため、2名分の養成経費として、旅費・負担金合わせて604万7千円のほか、18年度10月補正予算で構築した消防ネットワークシステムの運用経費として、721万4千円を計上しております。

施設整備費は、1億2,411万円で、前年度当初比較で7,516万8千円の大幅増となっております。主なものとしたしましては、平成6年度に購入し、田沢湖分署に配備のはしご付き消防自動車の分解整備委託料として2,812万9千円、これは仙北市の特別負担562万9千円がございます。また、西木分署に配備の救急自動車1,864万2千円と、東分署に配備の消防ポンプ自動車3,070万6千円の更新費用の、合計4,934万8千円の計上、議案説明資料の19ページになりますが、歳入でもご説明申し上げましたが、増加傾向にある山岳遭難等に対応するため、災害対策車を利用頻度の高い田沢湖分署に配備する経費として1,000万円を計上しております。内訳は、ジープタイプの車両購入費が550万円、関連資機材購入費が200万円、車庫建設費が250万円となっております。また、広域消防体制の再編計画に基づき、神岡分署、南外分署、北出張所を統合し、仮称西分署を建設するための経費として3,430万円を見込んでおります。内訳は、建設用地2,000㎡、大

仙市の特別負担による消防団訓練用地併設分2,000㎡、計4,000㎡の取得費用として800万円、造成工事費として2,200万円、測量・地質調査等の各種委託料が430万円となっております。

6款公債費は、7,585万6千円であります。平成16年度に構築した高機能消防指令センターの元金償還が始まることにより、前年度に比較して1,568万8千円の増額となっております。

7款諸支出金は、8,200万6千円は、基金取り崩し分の各特別会計への繰り出し分等であります。

8款予備費は、200万円の計上であります。

なお、18年度までは教育費として大曲・角館両交流センターに係る経費を計上しておりましたが、当該市への移管に伴いまして、19年度は廃款となっております。

次に、「議案第19号 平成19年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計予算」についてご説明いたします。予算書の26ページをお開きください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,884万9千円で、前年度当初比較で80万6千円の増であります。

予算書の31ページをお開きください。

歳入1款自立支援費は、1億5,719万8千円であり、施設入所分を1億5,619万8千円、短期入所分を100万円と見込んでおります。2款分担金及び負担金は、6,198万2千円であります。市町村負担金が2,256万8千円、利用者負担金3,941万4千円は、施設入所等、各利用者の負担分であります。4款繰入金は、財政調整基金の取り崩し分の500万円であります。

議案説明資料の20ページをお開きください。

6款諸収入は、466万7千円であります。預かり金管理業務や日中一時支援事業などの受託分であります。また、入所利用者作業収入は、入所利用者への支援の一環として実施している各作業活動から生じる収入であります。

続いて歳出をご説明いたします。予算書は34ページになります。

1款事務費は、1億6,938万9千円であります。内訳は、職員18人の人件費が86.9%を占めているほか、その他事務経費として、臨時・嘱託賃金や後三年更生園法人化準備経費等を計上しております。2款事業費は、5,850万5千円あります。現在プロポーザルを行っている移転改築基本設計の委託料として700万円を計上しているほか、調理業務委託料3,285万3千円等であります。3款公債費は、45万4千円あります。平成9年度に実施した大規模修繕事業債の元利償還金であり、平成19年度をもって償還が終了いたします。

次に、「議案第20号 平成19年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算」についてご説明いたします。予算書の44ページをお開きください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,545万5千円で、前年度当初比較で394万3千円の減となっております。

予算書の49ページになりますが、歳入1款自立支援費は、1億6,116万7千円で、施設入所分、短期入所分に加え、グループホームに係る共同生活援助事業分を計上しております。

議案説明資料の21ページをご覧ください。

2款分担金及び負担金は、4,794万4千円あります。市町村負担金701万円は、前年度当初比較で約1,889万6千円の減としておりますが、これは負担金調整のため、財政調整基金取り崩し額を増額したことによるものであります。利用負担金4,093万4千円は、施設入所のほか各種事業に係る利用者負担分であります。

3款県支出金は、障害児等療育支援事業県委託金300万円ありますが、18年度下半期から県単独事業として行っていた放課後生活支援事業が市町村事業に移ったことによりまして、前年度当初比較で559万2千円の減となったものであります。

5款繰入金は1,500万円で、構成市町負担金軽減のため、前年度当初比較で1,000万円の増としたものであります。7款諸収入は、1,834万2千円あります。民生費受託金の相談支援事業分と障害児集団訓練事業分は、歳出4款地域療育等支援事業の一環として大仙市から受託する分であります。放課後生活支援事業分と日

中一時支援事業は、利用者居住市町村からの受託分であります。入所利用者作業収入額は、スノーボールの売り上げ収入があり、771万7千円と後三年更生園に比べて多くなっております。

続いて歳出をご説明いたします。予算書の52ページをお開きください。

1款事務費は、1億7,606万7千円であります。内訳は、職員19人の人件費が86.5%を占めており、その他事務経費は後三年更生園と同様、臨時・嘱託賃金や消耗品費、借上料、研修旅費等であります。2款事業費は、5,492万5千円あります。各種経費の節減により、前年度当初比較で536万5千円の減としております。主なものは、調理業務委託料が3,123万2千円のほか、光熱水費等であります。3款共同生活援助事業費299万円は、角間川更生園がバックアップ施設として運営しているグループホームかわみなと寮に係る経費で、世話人の賃金等であります。

議案説明資料は22ページになりますが、4款地域療育等支援事業費は700万円あります。圏域内で暮らす障害児・者の外来療育や相談支援を主とする事業で、県や大仙市との委託契約に基づいて実施する事業であります。臨時・パート賃金や、事業の拠点としている地域サポートセンターの維持管理費が主な経費であります。5款放課後生活支援事業費は、352万9千円あります。大曲養護学校児童・生徒の放課後や夏・冬休み期間中の支援をする事業で、市町村から受託するものであります。経費の内訳はパート賃金等であります。6款公債費は44万3千円あります。平成10年度に実施した大規模修繕事業債の元利償還金であり、平成20年度に償還を終えるものであります。

次に、「議案第21号 平成19年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算書の65ページをお開きください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,621万円あります。

予算書の70ページになりますが、歳入は、1款市町村負担金の1,025万9千円、2款診療収入の393万2千円等であります。

歳出につきましては、医師・薬剤師派遣委託料や看護婦・事務員賃金が主なものでありますが、診療日数が前年度より2日増えることによる若干の増であります。

次に、「議案第22号 平成19年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

議案説明資料の23ページ、予算書の方は75ページになります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ115億1,909万3千円で、前年度に比較して4億6,785万6千円、率にして4.23%の増となっております。

予算書は80ページになりますが、歳入1款介護保険料は、19億8,710万9千円で、前年度比3,164万1千円、率にして1.6%の増であります。

2款分担金及び負担金、市町村負担金は16億733万6千円で、前年度当初比較で3,434万5千円、2.2%の増となっております。事務経費につきましては約3,700万円の減額を図りましたが、保険給付費の伸びが基金取り崩しの増額によってもなお不足を生ずるため、構成市町の増額負担をお願いするものであります。3款使用料及び手数料、30万1千円は介護保険料の督促手数料であります。

4款国庫支出金、5款県支出金、6款支払基金交付金につきましては、歳出2款保険給付費、3款地域支援事業費、4款民生費に対して、法定割合によって算出される補助金、負担金、交付金であります。8款繰入金は6,000万円ありますが、財政調整基金取り崩しによる繰入で、保険給付費の伸びなどにより、構成市町の負担増を緩和するため、前年度当初比較で1,000万円の増としております。9款繰越金は、保険料の歳出還付充当分などで100万円の計上であります。

続いて歳出をご説明いたします。予算書の84ページをお開きください。

1款総務費は2億3,607万6千円で、経費の節減等により前年度当初比較で2,483万2千円の減であります。職員16人の人件費が1億947万2千円のほか、通信運搬費や介護保険システム等の各種機器の保守や借上料等の事務経費、また事務所経費として大仙市に支払う仙北庁舎維持管理費負担金を265万8千円計上してお

ります。そのほか、介護認定審査会費は、認定審査委員報酬など1,654万1千円、主治医意見書作成手数料や認定調査委託料等の認定調査等費が6,598万8千円であります。

2款保険給付費は110億1,854万6千円で、前年度当初比較で5億7,164万3千円、率にして5.5%の増であります。これは、特別養護老人ホームの開設等により、介護サービス給付費の伸びが2億7千万円程度と見込まれるうえに、介護保険法の改正により19年度から新たに始まる介護予防サービス給付費として約2億6千万円程度が必要と見込まれるためであります。また、高額介護サービス費につきましても、給付費の伸びが見込まれることにより、約3千万円の増額計上となっております。

議案説明資料の25ページをお開きください。

3款地域支援事業費は、1億7,437万6千円であります。介護予防事業や包括的支援事業費・任意事業など、構成市町への委託料が96.9%を占めているほか、大仙市地域包括支援センター職員の増員に伴うシステム追加購入費と事務経費等であります。

4款民生費は、低所得者に対する交付事業費として335万5千円であります。5款財政安定化基金拠出金1,117万4千円は、介護保険財政の安定化に資する事業に必要な経費として、県が設置している財政安定化基金に対する拠出金であります。

7款公債費は、5,455万7千円であります。財政安定化基金償還金は3年償還となっており、17年度に借り入れた1億6,000万円の1/3相当額の計上であります。9款予備費は、2,000万円の計上であります。

以上、議案第18号から第22号までの平成19年度当初予算についてご説明申し上げますが、引き続き「議案第23号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金」についてご説明申し上げます。

議案説明資料の27ページをお開きください。

本案は、大曲仙北広域市町村圏組合規約第11条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第18号から議案第22号までの平成19年度当初予算に伴う負担金でありまして、先ほどの予算説明でも触れてまいりました関係で、重複する部分もございしますが、改めまして一覧表でご説明させていただきます。

議案説明資料の33ページをお開きください。

事務費負担金は、前年度当初比較で165万3千円、率にして2.09%増の8,064万2千円であります。常勤副管理者の人件費や事務局管理課の職員人件費、あるいは事務経費に要する負担金でありまして、大仙市に移管となる交流センター嘱託職員に係る経費として約190万円の大仙市特別負担が生じているため、実質的にはわずかながら減額となるものであります。

斎場費負担金は、前年度当初比較で220万円、率にして5.75%増の4,047万6千円であります。3斎場の運営に係る経費の負担金が主なものであり、他に平成10年度に実施した北部斎場大規模修繕事業の起債償還金も含まれております。火葬用燃料費の高騰等により増額負担をお願いするものであります。

病院群輪番制負担金は、前年度当初比較で11万3千円増の2,491万1千円であります。

へい獣保冷センター費負担金は、前年度当初比較で4万9千円増の397万5千円であります。

消防費負担金は、前年度当初比較で1,624万6千円、率にして0.77%増の21億2,658万3千円であります。消防事業の運営や起債償還に係る経費の負担金でありまして、構成市町単独に係る経費につきましてもは特別負担金として計上しております。

両交流センターに係る負担金は移管に伴ってなくなることによりまして、この分前年比3,132万9千円は減額となるものであります。以上の負担金を合計した一般会計の負担金額は、前年度当初比較で1,106万8千円、率にして0.48%の減額となっております。

後三年更生園費負担金は、前年度当初比較で288万3千円減の、2,256万8千円であります。角間川更生園費負担金は、前年度当初比較で1,889万6千円減の、701万円であります。救急医療センター費負担金は、前年度当初比較で11万円増の、1,025万9千円であります。介護保険費負担金は、前年度当初比較で3,434万5千円、率にして2.18%増の16億733万6千円であります。地域支援事業費、事務費、低所得者対策費は減額となっているものの、特に給付費負担金の増額は基金取り崩しの増額によっても抑えがたく、負担をお願いするものであります。

負担金総額では、前年度当初比較で160万8千円、率にして0.04%増の39億2,376万円となったものであります。これを各負担割合により算定した結果、大仙市は前年度当初比較で902万7千円増の24億2,003万6千円、仙北市が前年度当初比較で1,149万7千円減の8億7,520万円、美郷町が前年度当初比較で407万8千円増の6億2,852万4千円と、それぞれの負担金を定めるものであります。

以上で、私の説明を終わらせていただきますが、当組合といたしましても、特に平成19年度、構成2市1町の厳しい財政事情を勘案いたしまして、財政調整基金の取り崩しを大幅に増額いたしまして負担金の増加を極力抑えた予算としたものでありますので、議員各位におかれましてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第18号から議案第22号まで平成19年度の各会計当初予算と議案第23号の平成19年度組合経費の負担金につきまして、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(橋本五郎君)

これより質疑に入ります。議案第18号につきまして質疑の通告がありますので、発言を許します。14番、佐藤文子君。

議員

(佐藤文子君)

はい。議案第18号の平成19年度の一般会計当初予算の中で、消防費に関連して分署統合のことについてご質問をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど議員全員協議会で分署の統合について協議がなされましたけれども、わずか1時間ほどの質疑ですぐに予算上程がなされているという、これでは十分な審議がなされていないと思うわけでありまして、そういうことも踏まえまして、もう少し2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目は消防の再編計画と統合分署の建設予定地についてであります。今回の統合計画で消防の目的・使命である「生命と財産を守る」ことができるのかということでもあります。高齢化の進展に伴って、急病による救急需用は特段に伸びております。特に、農村部ほどその伸びが著しいことは2006年の消防年報からも明らかであります。また、現場で救急隊が行った応急処置を見ますと、人工呼吸や心マッサージ、心肺蘇生、酸素吸入、気道確保、徐細動などの生命危機に対する対処が全体の16%にも及んでおり、この点でも非常に増加している。これらを踏まえまして、住民が安心して救急車を利用することができ、消防の使命を果たせるような体制の構築こそが重要であると考えます。そのためには、救急隊が到着する時間の短縮化を図り、救急車や消防職員など消防力の充実を図ることこそ、再編の場合の基本と考えるものであります。その点で、再編計画に示す南外、神岡の分署と北出張所の統合計画では、8キロ圏内からはずれる南外の5地区、84世帯、330人が生じることを是としている点は、誠に重大であると考えるところであります。どんなに立派な建物や装備であっても、到着に10分以上かかる、あるいは12、3分、15分以上かかるんでは、とても救命はできないと思うのであります。また、再編計画では、広域消防が抱える現状と問題点で、いろいろ体制の問題を述べている割には、まとめの中で、経費節減が求められているとして職員体制は245名の現状維持としている点も、大変消極的であると言わざるを得ません。

そもそも、大曲仙北の広域消防の充足率は66%と、全国平均の75.5%に比べて大幅に低い状態にあります。同時出勤、連続出勤、超過勤務、休日出勤と、極めて過酷な勤務実態におかれているようでありますが、これらが統合分署の建設や再編によって改善されるとは到底思えないのであります。この再編計画は、行革や経費節減

を前提として立てられたことは否めず、消防の目的・使命の遂行にとって大きな後退であると思えてなりません。この計画については、再検討を求めるものであります。

2つ目には、消防力の強化についてであります。消防力の強化と救急体制の充実、行革が叫ばれる中であっても市民の願いであります。消防職員の充足率が全国平均に比べて異常に低い実態をどのように考えているのか、せめて全国平均まで引き上げるべきものとするものであります。また、職員の勤務実態を明らかにする上で伺いますけれども、職員の実労働時間は週何時間になっているのか、また時間外手当や休日出勤手当などの手当未支給、いわゆるただ働き残業や休日ただ働きの実態がないものかどうか、合わせて伺いたいと思います。

議長

(橋本五郎君)

14番、佐藤文子君の質疑に対する答弁を求めます。消防長。

消防長

(里見喜代治君)

はい。それでは仮称西分署の建設についてお答えします。

まず当広域消防の再編計画につきましては、救急不便地域の解消と消防力の充実強化を図ることを目的に、平成12年度に当初の計画が策定されたところであります。平成13年度には東分署、16年度には南分署がそれぞれ統合を図り、業務を開始したところであります。この度の第3次計画では、2分署1出張所を統合して、仮称西分署を建設する計画であります。この分署は、3交替制で22名の職員を配置し、ポンプ車2台、救急車1台と広報連絡車を配備する予定としております。また、消防団の訓練指導も行えるように、訓練場も併設する計画であります。

分署の建設候補地につきましては、消防本部に検討委員会を設置して多方面から検討を重ねてきたところであります。その結果につきましてはお手元の資料のとおりでございますので、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

議長

(橋本五郎君)

はい、伊藤総務課長。

総務課長

(伊藤和美君)

消防職員の充足率につきましては、配備されている車両の台数を基に人員の充足率の計算がなされるものであります。当消防本部の場合は人員の載せ替えが認められている車両が配備されているため、そのようなことを勘案すれば基準を満たしていると考えております。

また、職員の実労働時間につきましては、我々消防職員も一般の公務員と同様、週40時間労働と定められておるところであります。しかしながら、勤務明け後の事案の処理や非番時の招集等で、どうしても時間外勤務を必要とする場合があります。そのようなことを合わせますと、平均の労働時間は約44時間ほどになるというところあります。

また、時間外や休日勤務の手当の未支給がないかというご質問であります。消防職員はすべて職務命令によって職務を行っておりますので、職命を受けた時間に対する手当の未支給はないものと考えております。

議長

(橋本五郎君)

14番、再質問はございませんか。

議員

(佐藤文子君)

管理者に伺いたいと思います。ただ今いろいろと説明がありましたけれども、消防の充足率が少ないということについて、どのようにお考えなのかということ。そしてまた、消防団との協力の下で消防業務を遂行していくという今回の計画で、救急車が到着するまでに12、3分もかかるということ、このような計画を管理者としてはどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

管理者

(栗林次美君)

消防の説明にもありましたけれども、充足率については装備の関係でいろいろな考え方があろうと思います。職員定数に対する充足率という問題については、もう少し時間をかけて研究したいと思います。

現在は、消防職員の年齢が高くなっているということが非常に大きな問題であります。車両の問題や東分署・南分署の統合など、一連の計画の中で進めてきたことでありま

して、今回の統合が最後となるものであります。8キロの包含円の問題だけでなく、消防団関係の問題などとクロスして考えていかなければならない問題だと思っております。そのようないろいろな問題がある中で、考えられる最適の場所であるということです。逆に、どうしたらいいのか聞きたいんですが。

議長

（橋本五郎君）

はい、14番。

議員

（佐藤文子君）

はい。管理者から逆に質問されるとは思いませんでした。

私は、今あるそれぞれの分署では全部を網羅しているのに、わざわざそれからはずれるような地点に分署を統合して建てることには反対であります。現在の分署の改修や改善することには賛成します。南外の分署を別に残すべきものと考えております。

議長

（橋本五郎君）

はい、管理者。

管理者

（栗林次美君）

これは消防職員の人員の問題もあることですので、現行の中でどのような体制がとれるかを考えたうえでの最善の策だと思っております。南外でカバーできない点は、他から来てカバーすることになっていることと思っております。

議長

（橋本五郎君）

14番、よろしいですか。

議員

（佐藤文子君）

はい、まずはわかりました。

議長

（橋本五郎君）

他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

議員

（佐藤文子君）

はい、議長。

議長

（橋本五郎君）

はい、14番。

議員

（佐藤文子君）

はい。私はこの3分署の統合にはどうしても賛成できませんので、反対します。以上です。

議長

（橋本五郎君）

他に討論ありませんか。

（討論なしの声）

これにて討論を終結します。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案は、異議がございましたので起立による採決といたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立12人・不起立2人）

起立多数と認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第20号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。
これより「議案第21号」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。
これより「議案第22号」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

これより「議案第23号」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成19年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。
大変長時間にわたり、ご苦労さまでした。